



お知らせ

もしもの交通事故に
備えて交通災害共済に
加入しましょう

交通災害共済は不幸にして
交通災害にあったとき、少
しの掛金で見舞金を受け取るこ
とができる制度です。年額わ
ずか6000円の掛金で、最高
100万円の見舞金が支払わ
れます。

従来は、区長さん・組長さ
んを通じて加入手続きを行っ
ていましたが、個人情報や掛
金の取扱いなどの問題により、
役場総務課の受付窓口及び税

務課が行う所得申告相談日に
併せて開設する臨時受付窓口
で申込みを受け付けます。ご家
族の皆さんで加入しましょう。
加入資格
平成19年4月1日に松前町
内に居住し、住民基本台帳に
登録又は外国人登録している
方及び加入者の被扶養者で町
外に居住している方

共済掛金

一 般 6000円
中学生以下 2500円

生日の方

(平成4年4月2日以降の誕
生日の方)
共済期間
平成19年4月1日から平成
20年3月31日まで

愛媛県市町交通災害
共済の申込方法

- 加入申込書は、白紙の申込用紙を各
家庭に配布します。
- 加入者自身が、申込用紙に必要事項
を記入し、下記の受付窓口で加入受付
手続きをしてください。代理の方によ
る加入受付もできます。

【受付窓口】

- ① 役場3階総務課(随時受付)
- ② 税務課の所得申告相談日に各公民館
又は集会所での臨時受付
(臨時受付の日程については、「所得申告
相談日程」(3ページ)又は加入申込書(裏
面)をご参照ください)
- 加入された方は、5月上旬に加入者
証を郵送でご本人に送付します。

※ 途中加入する方は、掛金
を納入した翌日から平成20
年3月31日まで
請求期限
災害を受けた日の翌日から
2年以内に請求しなければ無
効になります。

問い合わせ

役場総務課庶務係
☎985-4103

金婚者のお祝いについて

結婚50周年を迎えられるご
夫婦は、各校区の老人クラブ会
長又は地域包括支援センター
まで申出をお願いします。

◎ 該当者は、町内在住で結
婚50年目のご夫婦です。
(昭和32年中にご結婚され
たご夫婦)

問い合わせ

松前校区会長 合田則康
☎984-2236
北伊予校区会長 松田 修
☎985-0061
岡田校区会長 茂川俊一
☎984-2522
松前町地域包括支援センタ
☎985-4205

催眠(SF)商法にご注意!

● 催眠(SF)商法とは

「新製品の紹介」「くじに当たった」などと
特設会場に人を集め、日用品などをタダ同然
で配るなどして雰囲気盛り上げ、得をした
気分させ、「もらわないと損、買わないと損」
という一種の催眠状態に陥らせ、最終的には
高額な商品を売りつける手口で、高齢者に被
害の多い商法です。

スーパーの駐車場の一角に設けた仮設テン
トや空き店舗、集会所などを会場にし、短期
間だけ販売を行うことが多いため、業者の所
在がはっきりせず、返品したくてもできない
などのトラブルが起こりやすいのです。

「もらえるものだけもらって帰ろう」と思っ
ても、業者は会場を締め切って帰らせない、

脅して契約書を書かせるなど、手口が乱暴で
悪質になるケースもあります。

● 売りつける商品

布団類、健康食品、健康器具など

● 予防と対策

- ・「無料・格安」などといううまい話は信
用しない。
- ・安易に会場へ行かない。
- ・契約から8日以内ならクーリング・オフ
ができる。

問い合わせ

愛媛県消費生活センター

☎925-3700

役場産業課商工・水産係

☎985-4120